

年末年始における市職員の新型コロナウイルス感染症 拡大防止対策について

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、国においては年末年始の休暇が集中しないように、年末年始の休日（12月29日～1月3日）の前後にまとまった休暇を取得するよう奨励されており、今般、地方公共団体も同様に取り組むよう総務省から要請があったことから、本市においても、年末年始の休日の前後に2日程度の年次有給休暇取得を奨励して、休暇の分散化を図ります。
- 市民生活に影響が出ないよう職務執行体制を確保したうえで、休暇の分散化を図りますので、市役所の年末年始の閉庁日は例年どおりです。
- 年末年始における関係機関・団体等への御挨拶についても、感染拡大防止対策の一環として、対面での実施を自粛させていただき、電話やリモートで実施させていただきます。また、本市への御来訪での御挨拶も辞退させていただきますので、御理解と御協力をお願いいたします。
- 感染リスクを高める場面とされている大人数での飲酒・会食の場を避けるため、庁内の親睦会で主催する課や係（所属）単位での忘年会及び新年会は自粛します。

【概要】

1 年末年始の休暇分散化のイメージ

(1) パターン1

12月25日（金）及び28日（月）に年次有給休暇を取得する。

【休暇期間：12月25日（金）～1月3日（日） 10連休】

(2) パターン2

1月4日（月）及び5日（火）に年次有給休暇を取得する。

【休暇期間：12月29日（火）～1月5日（火） 8連休】

※各職場において、市民生活に影響が出ないよう調整します。

2 市役所の年末年始の閉庁日

令和2年12月29日（火）～令和3年1月3日（日）